令和３年
第１回南九州市農業委員会　総会議事録

１．日　時　　令和３年１月 29 日（金）　午後２時～

２．場　所　　南九州市頴娃保健センター

３．出席委員（　18 人）

会長	１番	松村 孝徳				
会長職務代理	２番	永山 明美				
委員	４番	桑代 純一	５番	松永 克生		
	６番	吉﨑 久男	７番	六反田 達郎	８番	松薗 勝郎
	９番	栫山 俊孝	10 番	東垂水 勝秀	11 番	今市 範男
	12 番	本木下 裕一	13 番	宮原 俊郎	14 番	月野 貴大
	15 番	池田　慎	16 番	下之門 信洋	17 番	東垂水美智子
	18 番	雪丸 泰親	19 番	大隣 初美		

４．欠席委員（　１人）　３番　福元 三德

５．議　題
- ○ 開会の宣告
- ○ 会長諸般の報告
- ○ 事務局長諸般の報告
- ○ 開議の宣告
- ○ 日程第１　会議録署名委員の指名
- ○ 日程第２　会期決定の件
- ○ 日程第３　議案審議に係る通知事案について
- ○ 日程第４　農業経営改善計画認定者の報告について
- ○ 日程第５　議案第１号　農地所有適格法人の承認について
- ○ 日程第６　議案第２号　農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- ○ 日程第７　議案第３号　農地法第３条許可申請に対する許可について
- ○ 日程第８　議案第４号　農地法第５条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- ○ 日程第９　議案第５号　農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- ○ 日程第10　議案第６号　非農地証明願いについて
- ○ 日程第11　議案第７号　入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律

による入会林野整備計画に対する意見決定について

○ 日程第12　その他

○ 閉議の宣告

○ 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長　山下 剛志

農政係長　蔵元 善兼　係員　松村 建夫

農地係長　福永 正司　係員　森山 幸弘

7．会議の概要

開　会　午後２時

事務局長　　御起立願います。

「一同　礼」

御着席願います。

議　　長　　それでは，出席確認を行います。福元委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は18名で，会議の定足数に達しております。これより令和3年第１回 南九州市農業委員会総会 を開会いたします。

議　　長　　まず会長諸般の報告でございますが，議案資料の140㌻を御覧いただきたいと思います。（諸般の報告を行う。）

議　　長　　続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長　　（諸般報告を行う。）

議　　長　　只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　ないようでございますので，これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので，質疑，意見等

発言を求める委員は，挙手のうえ，自分の議席番号を言ってから発言してください。

議　　長　　日程第１ 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は会議規則第19条第２項の規定により，15番　池田委員，16番　下之門委員を指名し，会議書記に蔵元 農政係長を指名いたします。

議　　長　　日程第２ 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は，本日１月29日の１日間としたいと思いますが，御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。
したがって，会期は本日限りの１日間とすることに決定しました。

議　　長　　続きまして，日程第３ 議案審議に係る通知事案について，事務局の説明を求めます。

農地係長　　先ず，資料の訂正をお願いします。76㌻の審議番号88番です。地番が○○○とありますが○○○に訂正をお願いします。次は107㌻の２行目になります。地番○○○の行を削除してください。賃貸借と重複していました。これに伴いまして，101㌻の畑の計欄を202,253に，３つ右の計欄を234,329に訂正をお願いします。それと，同じく101㌻の番号3，畑の面積70,336を68,670に，78,904を77,238に訂正をお願いします。
説明いたします。先ず，３㌻になります。
農地法第18条第６項の規定による合意解約の通知事案が４件ございました。
賃貸人は，頴娃町○○の○○○○さん，賃借人は，頴娃町○○の○○○○さん相続人代表○○○○さん　外です。
農業廃止によるもの２件，所有権移転によるもの１件，経営規模縮小によるもの１件となっております。地目の内訳は，田３筆　2,708㎡，畑５筆7,312㎡の合計８筆　10,020㎡で，頴娃地域３件，知覧地域１件です。
続きまして６㌻から14㌻になります。
農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が63件ございました。
賃貸人は，指宿市の○○○○さん相続人代表○○○○さん，賃借人は，頴娃町○○の○○○○さん　外です。

貸人主導によるもの 11 件,借人主導によるもの 52 件のうち，農地中間管理機構への載せ替えが 25 件となっております。地目の内訳は,田３筆　2,810㎡，畑 89 筆　139,545 ㎡の合計 92 筆　142,355 ㎡で，頴娃地域 13 件，知覧地域 44 件，川辺地域６件です。

なお，各ページ，一番右端備考欄に記載があります筆が後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

説明を終わります。

議　長　只今の事案について，質疑はありませんか。

委　員　「なし」の声あり

議　長　質疑なしと認めます。只今の案件につきましては，あくまでも通知事案でございますので，御了承いただきたいと思います。

議　長　続きまして，日程第４ 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長　資料は 16㌻から 20㌻で，今回は，新規認定１件，再認定 12 件であります。一覧表は 17㌻，新規認定個別表は，18㌻になります。

整理番号１，知覧町〇〇の〇〇〇〇です。

現在，茶の受託作業のみ行っていますが，今後は，役員の農地を借り受けするなどして，2,800ａまで規模拡大し，経営の安定を目指す考えです。

経営改善目標等につきましては，資料で確認をお願いいたします。

また，再認定 12 件の個別表は，資料の 19㌻からになりますので，お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議　長　只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委　員　「なし」の声あり

議　長　質問なしと認めます。只今の案件につきましても，あくまでも報告事案でございますので，御了承いただきたいと思います。

議　長　これより審議に入ります。まず，日程第５ 議案第１号　農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長　それでは，農地所有適格法人の承認について説明いたします。資料は22ﾍﾟｰｼﾞからになります。
今回は，川辺町〇〇〇〇番地の〇〇〇〇　代表取締役〇〇〇〇さんの案件です。
法人の事業内容としましては，農産物の生産・加工販売で，会社設立は令和〇年〇月です。構成員は〇人となっています。資本金の額は〇〇万円で，経営面積は6,093㎡になっています。
農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の４つの要件を全て満たさなければなりません。
「法人形態要件」については，株式会社です。
「構成員要件」については出資者〇人で，常時従事する農業関係者が総議決権の２分の１を超えております。
「事業要件」については，農産物の生産・加工販売となっております。
「役員要件」についても，役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。以上，全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

議　　長　只今，事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問，御意見はございませんか。

委　　員　「なし」の声あり

議　　長　質問，御意見がありませんので，採決いたします。議案第１号に係る案件については，申請どおり承認することに御異議ございませんか。

委　　員　「異議なし」の声あり

議　　長　異議なしと認めます。
よって議案第１号に係る案件については，申請どおり承認することに決定されました。

議　　長　次に，日程第６ 議案第２号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって，現地調査員の報告をお願いいたします。まず，東垂水美智子委員お願いします。

東垂水
美智子委員　報告いたします。27ﾍﾟｰｼﾞの審議番号1番です。関連資料は28ﾍﾟｰｼﾞから30ﾍﾟｰｼﾞになります。

申請人は，知覧町○○の○○○○さんです。申請地は，知覧町○○○○番○，畑 1,882 ㎡で，○○○自治会北西側に位置します。

申請地は，昭和 62 年度に畑地帯総合整備事業により畑かん給水施設が整備された農地で，給水施設更新事業の実施に伴い，農用地区域への編入が必要となったものです。

申請地の北側，東側，西側は畑に，南側は農道に接しています。昭和 62 年度に畑かん給水施設が整備されており，現に，北側に接する2筆の畑と一体で茶の栽培がなされています。

以上で報告を終わります。

議　　長　　次に，宮原委員お願いします。

宮原委員　　報告いたします。審議番号2番です。関連資料は 31 ㌻から 33 ㌻になります。

申請人は，鹿児島市の○○○○さんです。申請地は，川辺町○○○○番○，田 380 ㎡で，○○○自治会に位置します。

申請人は現在，市外に借家住まいであり，借家が手狭であることから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとすることから，農用地区域から除外するものです。

申請地の北側は宅地に，東側は市道に，南側，西側は田に接しています。

現状のままで利用し，擁壁を設けてあるので土砂流出等の恐れなく，雨水は溜桝を介して道路側溝へ，汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し，日照・通風等については緩衝地を設け，建築物の高さを抑制するので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　次に，下之門委員お願いします。

下之門委員　　報告いたします。審議番号3番です。関連資料は 34 ㌻から 36 ㌻になります。

申請人は，川辺町○○の○○○○　です。申請地は，川辺町○○○○番，田 1,283 ㎡で，○○○自治会に位置します。

申請人は，市内に事務所を置き，農業関連事業を営む法人であり，事業拡大に伴い，倉庫及び駐車場が手狭であることから，申請地を借り受けて，農業用倉庫を建築し，併せて駐車場を整備しようとすることから，用途区分を農業用施設用地に変更するものです。

申請地の北側は田，市道に，東側，南側は田に，西側は市道に接しています。

現状のままで利用しますが，土留め工事を行うので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で道路側溝へ放流し，日照・通風等については建築物の高さを

抑制するので周囲の農地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議　　長　　ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長　　補足説明いたします。
審議番号1番の農用地区域への編入につきましては，周囲に概ね10ha以上の一団の農地があり，良好な営農条件を備えている区域内にある農地であり，土地改良事業の受益地であることから，妥当な変更であると判断されます。
審議番号2番の農振除外につきましては，代替地を検討しましたが合意に至らず，農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく，用排水路の機能低下はなく，土地改良事業完了から50年経過していることから，除外はやむを得ないと判断されます。
審議番号3番につきましては，整備する施設が，耕作のために必要な農業用施設に該当することから，妥当な変更であると判断されます。
なお，審議番号2番及び3番につきましては，同時に5条転用許可申請がなされております。
補足説明を終わります。

議　　長　　只今，現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について，審議をお願いします。

議　　長　　質問，御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第２号　農業振興地域整備計画変更（案）については，申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。
よって，議案第２号については，申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議　　長　　次に，日程第７　議案第３号　農地法第３条許可申請に対する許可につい

てを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長　　説明いたします。38ﾍﾟｰｼﾞ，39ﾍﾟｰｼﾞの所有権移転9件でございます。
譲渡人は，頴娃町○○の○○○○さん，譲受人は，頴娃町○○の○○○○さん 外の申請です。
地目の内訳は，田5筆　2,752㎡，畑10筆　8,026㎡の合計15筆　10,778㎡で，理由につきましては，規模拡大7件，受贈2件です。
取引価格につきましては，10a当たり5万円から568万円で，地域別では，頴娃地域2件，知覧地域3件，川辺地域4件でございます。
なお，農地法第3条第2項各号に該当するかの判断につきましては，提出されました40ﾍﾟｰｼﾞから45ﾍﾟｰｼﾞの調査書，営農計画書に基づき確認し，すべての案件につきまして，許可要件のすべてを満たしていると判断されます。
説明を終わります。

議　　長　　只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。
質問，御意見はございませんか。

吉﨑委員　　10a当たり568万円という高額がでていますが，これはどの筆ですか。

農地係長　　審議番号の○番になります。これにつきましては，反当なんですが，176㎡で100万円という取引価格です。

議　　長　　他にありませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第３号 農地法第３条許可申請に対する許可については，全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。
よって，議案第３号については，全案件について，申請どおり許可することに決定いたします。

議　　長　　次に，日程第８ 議案第４号　農地法第５条許可申請に対する許可並びに意見

聴取決定についてを議題といたしますが，まずもって，所有権移転について現地調査員から御報告をお願いします。本木下委員お願いします。

本木下委員　47㌻です。審議番号1番と2番は関連がありますので，一括して報告いたします。

資料は48㌻から52㌻になります。

譲受人は，東京都〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は，頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん，〇〇〇〇さん御夫婦です。

申請地は，頴娃町〇〇〇〇番〇，畑465㎡及び〇〇番〇，田226㎡で，〇〇〇自治会東側に位置します。

申請人は，東京都〇〇に本店を置き，太陽光発電事業を営む法人であり，経営安定を図るために，日当たりが良い申請地を譲り受けて，太陽光発電施設を設置しようとするものです。

申請地の北側，東側，南側は農道に，西側は同社が昨年11月に転用許可を得た太陽光発電施設用地に接しています。

土砂流出，雨水排水や日照・通風等については，周囲の土地へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　次に，宮原委員お願いします。

宮原委員　報告いたします。審議番号3番です。

関連資料は53㌻から55㌻になります。

譲受人は，鹿児島市の〇〇〇〇さん，譲渡人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由，被害防除対策等につきましては，先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議　　長　次に，賃借権設定について，下之門委員お願いします。

下之門委員　報告いたします。56㌻の審議番号1番です。

関連資料は57㌻から59㌻になります。

借人は，川辺町〇〇の〇〇〇〇，貸人は，福岡市の〇〇〇〇さんです。

申請地及び申請理由，被害防除対策等につきましては，先ほど農振用途区分変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議　　長　　ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長　　先ず，5条申請　所有権移転につきまして補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性等につきましては，申請内容や添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

なお，審議番号1番及び2番の太陽光発電施設につきましては，環境保全係による事前協議も完了しており，経産省の再生可能エネルギー発電設備認定証明書及び九州電力の系統連系承諾通知書の写しが提出されています。

審議番号1番及び2番の立地基準につきましては，概ね 300m 以内に○○駅が存在する農地であることから，第3種農地の『300m 以内農地』に区分されます。なお，昭和 63 年から平成 13 年にかけて土地改良事業が施工されていますが，頴娃町土地改良区からの農地転用は差し支えない旨の意見書が提出されています。

審議番号3番につきましては，農振除外後は，周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり，良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから，第1種農地と判断されますが，概ね 50m 以内に3戸以上の住宅があることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

続きまして，5条申請　賃借権設定につきまして補足説明いたします。

一般基準につきましては，先程の所有権移転と同様に申請時の添付書類により確認されていますので，適当であると判断されます。

審議番号1番の立地基準につきましては，市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり，農業用施設用地への用途区分変更後の転用目的が農業用倉庫，駐車場の整備であることから，農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

なお，所有権移転の審議番号3番及び賃借権設定の審議番号1番につきましては，それぞれ第1種農地，農用地区域内農地に区分されるため，農振除外，用途区分変更の認可見込みの時点で，県常設審議委員会の意見聴取となります。

補足説明を終わります。

議　　長　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第４号 農地法第５条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定については，申請どおり許可し，県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　御異議なしと認めます。

よって議案第４号に係る案件については，申請どおり許可し，県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議　　長　　次に，日程第９　議案第５号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長　　説明いたします。資料 62 ㌻を御覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は，頴娃町○○の○○○○さん，譲受人は，頴娃町○○の○○○○外2件です。

畑3筆　10,369 ㎡で，理由につきましては，規模拡大2件，受贈1件です。

取引価格につきましては，10a 当たり 50 万円から 100 万円で，頴娃地域1件，知覧地域2件です。

64 ㌻から 100 ㌻の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は，頴娃町○○の○○○○さん相続人代表○○○○さん，設定を受ける者は，頴娃町○○の○○○○さん　外 243 件です。

設定面積は，田 41 筆　42,917 ㎡，畑 359 筆　570,103 ㎡，樹園地2筆　1,921 ㎡の合計　402 筆　614,941 ㎡で，頴娃地域 68 件，知覧地域 131 件，川辺地域 45 件となっております。

なお，この内，農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては，件数が 93 件，設定面積は，田 26 筆　30,744 ㎡，畑 142 筆　248,313 ㎡，樹園地2筆 1,921 ㎡の合計　170 筆　280,978 ㎡で，頴娃地域5件，知覧地域 70 件，川辺地域 18 件となっております。

続きまして，102 ㌻から 119 ㌻の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は，頴娃町○○の○○○○さん，設定を受ける者は，頴娃町○○の○○○○さん　外 76 件です。

設定面積は，田 39 筆　26,319 ㎡，畑 148 筆　202,253 ㎡，樹園地6筆　5,757 ㎡の合計　193 筆　234,329 ㎡で，頴娃地域 22 件，知覧地域 32 件，川辺地域 23 件となっております。

なお，この内，農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては，件数が 37 件，設定面積は，田 25 筆　18,913 ㎡，畑 24 筆　33,262 ㎡，樹園地6筆

5,757 ㎡の合計 55 筆 57,932 ㎡で，頴娃地域5件，知覧地域 14 件，川辺地域 18 件となっております。

以上，すべての案件につきまして，その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し，その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い，また事業に必要な農作業に常時従事し，その土地を効率的に利用することが認められ，併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られていることを確認しました。

説明を終わります。

議　　長　　只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが，賃貸借利用権設定のうち，〇〇委員が，147 番，148 番について議事参与の制限に該当しますので，まず該当者のいない案件について，全委員で審議いたします。

質問，御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第５号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち，所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件，賃貸借利用権設定のうち，議事参与の制限に該当しない案件について，申請どおり適当意見とすることに，御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。

よって，議案第５号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件のうち，所有権移転の全案件と使用貸借利用権設定の全案件，賃貸借利用権設定のうち，議事参与の制限に該当しない案件について，申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議　　長　　引き続き，議案第５号のうち，議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。それでは，〇〇委員の退室を求めます。

（　１人　退室）

議　　長　　これより，質疑を行います。質問，御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第５号　農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち，議事参与の制限に該当する案件については，申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。よって，議案第５号のうち，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。○○委員の入室を許可いたします。

（　１人　入室）

議　　長　　○○委員に報告いたします。議案第５号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち，議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議　　長　　次に，日程第 10 議案第６号 非農地証明願いについてを議題といたします。まず，現地調査員の御報告を求めます。下之門委員お願いします。

下之門委員　　報告いたします。121 ㌻の審議番号1番です。
関連資料は 122 ㌻から 124 ㌻になります。
申請人は，川辺町○○の○○○○さんです。
申請地は，川辺町○○○○番○，畑 2,178 ㎡で○○○自治会に位置します。
昭和 55 年頃まで耕作していましたが，周囲が山林となり耕作に適さなくなったことや労働力不足で耕作を維持できなくなったため，申請人の父が杉を植林し，現在に至っています。
周囲も山林の状態であることから，農地への復元は困難であり，今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。
以上で報告を終わります。

議　　長　　次に，宮原委員お願いします。

宮原委員　　報告いたします。審議番号2番です。
関連資料は 125 ㌻から 127 ㌻になります。

申請人は，日置市の○○○○さんです。

申請地は，川辺町○○○○番○　外5筆，畑 1,190 ㎡で，○○○自治会に位置します。

昭和 50 年頃，申請人が取得し，前所有者が隣接地で経営する飲食店の駐車場等として利用していましたが，飲食店が閉店し，建物を仏壇の展示場として使用していた時期もありましたが，現在は使用していないことから，駐車場として利用されることなく，灌木，笹，雑草等が生い茂り，原野の状態で現在に至っています。

○○○○番○につきましては，平成2年建築の鉄骨造りの工場が建っています。周囲の状況から判断して，農地への復元は困難であり，今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして，審議番号3番です。

関連資料は 128 ㌻から 130 ㌻になります。

申請人は，日置市の○○○○さんです。

申請地は，川辺町○○○○番○　外1筆，畑 782 ㎡で，○○○自治会に位置します。

昭和 50 年頃，申請人が取得し，前所有者が隣接地で経営する飲食店の駐車場等として利用していましたが，飲食店が閉店したため，申請人が近隣で経営する仏壇製造会社の従業員駐車場，廃材等の置場として利用しています。

周囲の状況から判断して，復元は困難であり，周囲に農地はなく，今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議　　長　　ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長　　補足説明いたします。

非農地判断につきましては，131 ㌻の市の非農地に係る取扱基準第5条第2号の規定に基づきまして，山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数，宅地については建物が完成してからの経過年数，雑種地については周辺農地に与える影響等を勘案した上で，農地への復元は著しく困難であり，周囲の状況からみて，今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

補足説明を終わります。

議　　長　　只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問，御意見はありませんか。

栫山委員　　130 ㌻の審議番号○番は雑種地の申請ですが，131 ㌻の内規の雑種地のと

ころで「駐車場，資材置場等については原則として発行しない。」とありますが，これとの兼ね合いで内規を載せてあるところですか。

農地係長　内規では雑種地はこのように定められています。ただ，現地では40年ほど農地でなく駐車場として利用されてきており農地性はなかったのと，あと，現地調査員に対して，周りも農地がありませんので，そこを勘案して農地ではないと判断してよろしいですかと話をして了承を得たところです。

議　　長　他にありませんか。

委　　員　「なし」の声あり

議　　長　質問，御意見がありませんので，採決いたします。
議案第6号 非農地証明願いについては，申請理由からしてやむを得ないものとして，申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委　　員　「異議なし」の声あり

議　　長　御異議なしと認めます。
よって，議案第6号については，申請どおり証明書を交付することに決定します。

議　　長　次に，日程第11 議案第7号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長　説明いたします。資料は，133㌻からになります。
この事業は，農林業上の利用を増進するため，一定の地域の住民が集団的に利用，管理していた山林原野等で，当時の個人及び共有名義で残されている土地の入会権を消滅させ，現所有者に所有権移転することによって農林業経営の健全な発展に資することを目的とするものであり，新たに所有権を取得する方が農地法に抵触しないか確認しなければならないことから，今回，意見聴取要請があったものです。
○○入会林野整備組合組合長○○○○さんから提出されました入会林野整備計画につきましては，全体計画で関係者12人，筆数12筆の 28,296㎡のうち農地に関する部分が，関係者数4人，筆数4筆の1,338㎡で，今後の利用目的は野菜等畑作です。

なお，農地法第3条第2項各号に該当するかの判断につきましては，提出されました138㌻，139㌻の農業経営の状況を記載した書面に基づき確認し，関係者4人すべてにつきまして，該当しないと判断されます。

この事業によりまして，農地の現所有者に名義変更がなされ，農地流動化の妨げとなっています名義が直らない農地がわずかでも解消され，所有権移転や貸借権設定による利用集積が図られるものと期待されます。

説明を終わります。

議　　長　　只今事務局から説明のありました案件について審議お願いします。
質問，御意見はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　質問，御意見がありませんので，採決いたします。議案第７号 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律による入会林野整備計画に対する意見決定については，適当意見とすることに御異議ございませんか。

委　　員　　「異議なし」の声あり

議　　長　　異議なしと認めます。
よって，議案第７号については，申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議　　長　　次に，日程第12　その他でございますが，委員の方々から何かございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　ないようでございますが，事務局は何かございませんか。

事務局長　　(今後の日程について連絡する。）

議　　長　　只今の件について，御質問はございませんか。

委　　員　　「なし」の声あり

議　　長　　私の方から，現在までの農業者年金の加入状況について説明いたします。
（加入状況と今後の推進について説明する。）

議　　長　　　以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。
これをもちまして本日の会議を閉じ，併せて令和３年第１回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長　　　「一同礼」

閉　会　午後3時26分